

殿の侍大將にてこそ侍れ、義經の侍の冑、何條の事あらん、とく返させ玉ふべしとぞ怒りける。
 〔台徳院殿御實紀 附録一〕神君徳川家康の御遺金をわかたせ給ふ時、尾紀の兩卿はおのゝ三拾萬兩、水戸の頼房卿へ拾萬兩遣はされき、御みづから徳川秀忠は天下を譲り受玉へば、この外に何を求んとて、一品も御身に付させ給はず、長久手の役にめされし御鎧は、名譽の御品なれば、これはいかにとうかゞひしに、それも御物にしたまはず、

〔折たく柴の記^上〕父の仰せしは、我父はいかなる故によりてか、所領の地失なひて、其領せし地に引こもりておはせしといひしが、眼大きに、鬚多くして、おそろしげなるが、死し給ふ比は、まだ白髪にはおはせざりしと覺えたりき、つねに物めしけるに、箸筒の黒くぬりしに、かきつばたの蒔繪をしたりしより、箸とりいで、物めして、めし終りぬれば、箸をおさめて、かたはらにさしをき給ひしを、我をはぐ、みそだてし老婢のありしにとふに、すぎにし比の戦ひに、よき首とりて、大將の陣に參り給ひしに、戦つかれたるらむ、これ給れとて、めしける膳をおし出して、その箸共に賜る、此事時の名譽なりしかば、今も身をはなし給はぬなりといひき、それもいとけなき時に聞にし事にて、いづれの時、いかなる所の戦にて、大將は誰とかいひぬらん、さだかならず、

誓約

誓約ハ、チカヒト云フ、身命ヲ神佛ニ賭ケ、若シクハ名譽ニ訴ヘテ以テ其事ノ虚ナラザルヲ、誓フヲ謂フナリ、古クハ又之ヲウケヒト云ヒ、種々ノ徵證ニヨリテ、自他約言ノ眞僞ヲ判シ、或ハ豫メ事物ノ吉凶當否ヲ決シタリ、誓約ノ一種ニ探湯アリ、

探湯ハ、之ヲクガタチト云フ、或ハ手ヲ以テ沸湯ヲ探リ、或ハ燒鐵ヲ掌中ニ置テ、其糜爛スル